

富山（氷見）冤罪国賠報告

第8回口頭弁論（2011年2月23日）－富山地裁

事務局 井上清志

第8回口頭弁論（2月23日、午前11時）が富山地裁で行われた。傍聴（整理券）には18名が並んだ。ちょっと少なめ（30名満席）。NZ地震の影響（地元・富山外国語専門学校生が被災、一刻も早い救出を）でマスコミの取材記者もいつもより少ない。

左陪席交代（山口貴央裁判官）のため弁論の更新が行われた。この日から被告長能（県警捜査官、退職か？）にも代理人（弁護士）がつき出頭、被告代理人席は相変わらずの座りきれない位の人数（20名）、県の職員が多数、ここでも税金の無駄使い。

原告側からは「面割・被疑者特定」の警察捜査の違法についての準備書面（11）、起訴の違法性についての準備書面（12）、被告県第2準備書面・被告国第3準備書面への各反論、マスキング理由への反論などを陳述。県第2準備書面で展開している内容のその根拠となる証拠の提出要求書、そしてO氏（真犯人）の石川第1及び第2事件捜査記録等の再度の送付嘱託申し立て3とO氏事件担当弁護士が保管する記録の送付嘱託4の申し立てを行った。新たに被告県が準備書面(3)、被告国が準備書面4をした陳述。

翌日（24日）は、富山県情報公開審査会（非公開）が行われ、支える会（I氏が中心に）は捜査指揮簿など捜査記録の部分開示（マスキング）などを批判、全面開示を求める意見陳述などを行った（詳細は次号）。



2/23 口頭弁論後の記者会見（富山県弁護士会館内）

違法行為の本格的立証へ

原告準備書面11は贅田弁護士が要約陳述。「被告は被害者や関係者等による犯人識別供述を、捜査の端緒等と主張、捜査は極めて問題の多い、違法・不当なものである」「数次の犯人識別供述等が存在、①V1及びV2の目撃とその供述、②似顔絵に作成する過程、③似顔絵を用いての聞き込み捜査の過程、④似顔絵を示された者による識別供述、⑤写真面割、⑥人物の面通し。写真面割手続き及び面通し手続きの両方で暗示的誘導的な手段を用いた点、及び捜査手続き全般を通して各被害者に対して、犯人が原告であると教唆していた点等、違法・不当な手段である。似顔絵を利用したという聞き込み捜査等も科学的な捜査としての前提すら欠いている。各被害者の供述調書に証拠能力がない」

原告準備書面12は多賀弁護士が要約陳述。「公訴提起の違法の判断基準は①虚偽内容の証拠を作出、検察官の違法行為が明白、②後に判明した事実や証拠をも踏まえて、結果として証拠評価を誤り、検討すべき証拠を検討せずしてなされた場合をいう」「被告松井は氷見第1事件の起訴（平成14年5月24日）、①ナイフやビニール紐、コンバースの靴について、誘導により矛盾を糊塗・隠蔽する虚偽内容の調書を作成、②真犯人はO氏であり、事件に原告は一切関与していなかった事実を踏まえると、被告松井は、真実でない各“自白”調書の証拠評

価、被害者の犯人識別供述の信用性という証拠評価、アリバイを含む消極的状況の各証拠評価を誤り、血液型検査やDNA型鑑定結果の検討も怠った。氷見第2事件の起訴（平成14年6月13日）についても、①氷見第1事件と同じく誘導で虚偽内容の調書を作成、②結果として、供述証拠の評価を誤り、アリバイを含む消極的状況証拠の評価を誤り、その検討も怠って公訴提起、被告松井の氷見第2事件の公訴提起も違法である」「職務行為基準説・合理的理由欠如説を前提にしても違法、“公訴提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がないのになされた公訴提起が違法”であるという説をとったとしても、公訴提起は違法である」と詳細に展開。

証拠開示－関係証拠を提出すべき（裁判長）

証拠関係では証拠等提出要求書（奥村弁）、文書送付嘱託申し立て3（竹内弁）、文書送付嘱託申し立て4（中西弁）を提出・陳述。裁判長も被告県に8月事件についてどのように認識していたか、関係する証拠の提出を促した。次回以降も証拠開示の攻防戦は続く。攻防は下記の通り。

中北弁：民事訴訟220条（文書提出義務）に基づいて証拠を提出するようにしてもらいたい。

裁判長：国としては、原告の指摘をふまえてこの場で対応できるか？

被告国：次回期日までに対応したい。

奥村弁：2ヶ月先まで検討するのは時間がかかりすぎ。1ヶ月後には決断して欲しい。4月10日の期日からは、原告の手持ち証拠を開示していく。重複を避けるためにも対応してもらいたい。

裁判長：本田弁護士が事件記録（真犯人0氏）を保存されているかについては確認しているか。

奥村弁：事前に確認した。

裁判長：コピーをしたいという交渉はしてないのか。

奥村弁：プライバシーの問題、刑事記録の利用の問題がある。

前田弁：刑事記録を目的外に使用してはならないという縛りがあるので、なかなか難しい。本多弁護士がどう考えられておられるかは不明だが、裁判所の送付嘱託を通じて提出して欲しい。

被告国：目的外使用等について意見書を出したい。

被告県：捜査記録一切については、所持していない。

前田弁：留置関係の記録を捜査機関が取得していれば捜査記録。もともとの留置の記録を査記録と言っているわけではない。

裁判官：県の第2準39頁を見ていただければ、8月事件の発生ということで、8月19日に事件が発生した後で、石川の事件についても捜査を開始したと記載してある。いつごろから、石川第1事件、第2事件が始まったのかについては、はっきりしていない。補充で説明できるのか。

被告県：準備書面4で回答したい。

裁判長：証拠を引用してない部分については、立証を検討していただけるということか。

被告県：原本を所持していないので、当時の捜査員の陳述書で立証する。

裁判長：担当検察官は、石川第1、第2事件についてどのように認識していたかはあまり触れられていなかったが。

被告国：書面で回答します。

奥村弁：県については、写しは持っていると思うので出してもらいたい。

前田弁：県の方から、大津事件についても言及されているので、前回の送付嘱託の時点よりも必要性が高まった。

<合議>

裁判長：今回、被告県について、氷見事件の捜査証拠について提出を検討すること、国も補充の主張をされる。送付嘱託3、4については留保。県は、捜査員の認識について立証すべき。その辺の証拠を提出すべきだ。

【口頭弁論期日】

2011年4月20日 第9回口頭弁論 13:30
2011年7月6日 第10回口頭弁論 11:00
2011年9月7日 第11回口頭弁論 11:00

<支える会連絡先> 富山 0763-22-1549、東京 03-3290-9895

支える会 HP : <http://toyamakokubai.googlepages.com/home>

メール : toyamakokubai@gmail.com <入会申込> 上記連絡先へ

会費 2000 円 会費振込先 郵便局 口座番号 00190-1-336657 口座名義 : 富山冤罪国賠裁判
を支える会